

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監査対象	監査期間
議会事務局 ・議事調査課 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 5 年 1 月 4 日 }
	令和 5 年 1 月 26 日
	実施場所 監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 3 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、水口清志監査委員は除斥とした。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

。意見

政務活動費について、条例、施行規則及び「政務活動費使途基準の運用指針」に則り運用されている。引き続き、政務活動費の制度の趣旨に基づく適正な執行と透明性の確保に努められたい。